

ひかりの子幼稚園むつみ会 規約

第 1 章 名称 および 事務所

第1条 本会は、ひかりの子幼稚園むつみ会と称し、事務所を大阪府交野市東倉治4-2-13 ひかりの子幼稚園内に置く。

第 2 章 目的

第2条 本会は、学校法人ひかりの子学園が設置するひかりの子幼稚園（以下、「園」という。）とひかりの子幼稚園在園児保護者（以下、「保護者」という。）が協力して、園児の健やかな成長と幸福をはかることを目的とする。

第 3 章 方針

第3条 本会は、非政党的であって本会の名において他のいかなる職務の候補者をも推薦することができない。本会および本会の役員はその名において政党的な団体と関係を持つてはならない。

第4条 本会は、幼児の福祉のために活動する社会的諸団体および機関と協力する。

第5条 本会は、他のいかなる団体の支配干渉をも受けてはならない。

第6条 本会は、園の方針に則してその活動を助けるために意見を具申する。ただし、園の運営および職員人事に干渉してはならない。

第 4 章 事業

第7条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 園の保育方針への理解に関する啓発活動
- (2) 園の各種行事への参加と協力活動
- (3) 園と保護者との交流活動
- (4) 会員相互の親睦活動
- (5) その他、本会が必要と認める活動

第 5 章 会員

第8条 本会の会員は、保護者のうち本会の目的に賛同し、入会に同意する者を会員とする。

第9条 会員は、平等の権利と義務をもつ。

第 6 章 役員等

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1～2名
- (5) 会計監査 2名

2. 本会に顧問を置き、ひかりの子幼稚園園長の職にある者を充てる。

第11条 本会に、本会の地域別運営機関として地区委員を置く。

2. 地区の区分および地区委員の定数は、役員会において定める。

第12条 役員および地区委員（以下、「役員等」という）の任期は1年（就任の日を起算日とする）とする。

ただし、補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員等は、再任されることができる。

3. 役員等は、任期満了の後でも、後任の役員等が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第13条 役員は、会員の互選により選出する。

2. 役員の互選の方法は、役員会において定める。

3. 地区委員は、会員のうち当該地区に在住する会員より選出する。

4. 地区委員は、会員の互選により選出する。

第14条 役員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決をもって解任することができる。

(1) 心身の故障により、その職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務の義務違反、その他本会の役員としてふさわしくない行為があったとき

第 7 章 役員等の職務

第15条 会長は、会を代表し、会務を処理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときにその職務を代理し、または代行する。

3. 書記は、集会の議事を記録し、集会議事録および事業に関する文書を管理する。

4. 会計は、本会の収支を記録し、年度末には会計監査の監査を受ける。

5. 会計監査は、会計を監査し、その結果を会計年度ごとに総会に報告する。

6. 顧問は、役員を補佐し、また本会と園の連携を推進し、本会の目的および園の運営方針に則り、本会の事業執行への意見を述べる。

7. 地区委員は地区を代表し、地区を統括する。

第 8 章 集会

第16条 集会は、総会、常任委員会および役員会とする。

第17条 集会は、会長がこれを招集する。

第18条 集会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第19条 総会は、本会の会員をもって構成し、毎年度1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 本会規約、事業等の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 役員互選の承認および役員等の解任
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

3. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

4. 会員は、総会での議決を他の会員へ委任することができる。また、総会での議決を委任した者は、出席者とみなす。

5. 総会には議長を置き、会員のうちから総会において互選する。

6. 議長は、総会の議事を運営し、議事録を作成する。

7. 議事録は、総会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項を記載しなければならない。

8. 議事録には、議長および出席した会員のうちより互選された2名以上の会員が署名押印し、むつみ会本部に備え付けなければならない。

9. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 役員等の全員の書面による同意があるときには、総会に書面により議題を提出し、かつ議決することができる。ただし、会員が異議を述べたときはこの限りではない。

2. 書面による議案の提出には、会員に書面により議題の内容を通知しなければならない。

3. 書面による議決は、会員総数の3分の2以上をもってする特別決議とする。

4. 本条による書面による議決は、総会の議決とみなす。

5. 書面による議題の提出および議決への異議は、本条第2項による通知日から第4項の議決があったとみなす日より2週間以内に述べるものとする。

6. 会員の異議があったときは、一定期間のうちに総会を開催しなければならない。

第21条 常任委員会は、役員等をもって構成する。

2. 常任委員会は、役員等総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 常任委員会は、総会で議決する収支予算および決算を除く事業計画の執行に関する事項を議決する。

4. 常任委員会に議長を置き、会長または会長の指名する役員を充てる。

第22条 役員会は、役員をもって構成する。

2. 役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 役員会は、以下の各号に掲げる常任委員会で議決する事項以外の総会議決事項の執行およびその他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項を議決する。

- (1) 総会および常任委員会の議決を要しない事項
- (2) 総会に提出すべき議題に関する事項
- (3) 収支予算および決算の審議

- (4) 運営ならびにその他目的達成に必要な事項
4. 役員会に議長を置き、会長または会長が指名する役員を充てる。
 5. 議長は、議事録を作成し、書記がこれを管理する。

第23条 顧問及び園の職員は集会に出席することができる。ただし、議決権を有しない。

第 9 章 会 計

第24条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

第25条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入による。

第26条 収支決算は、会計監査の監査を経て、総会の承認を受けるものとする。

第27条 会費は園児1名に月額300円とする。ただし2名以上在園の場合、弟妹は半額(月額150円)とする。

第 10 章 補 足

第28条 本会は、第19条第7項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、むつみ会本部に備えて置かなければならない。

- (1) 本会規約
- (2) 役員等の名簿
- (3) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類

第29条 本会規約は、総会において3分の2以上の賛成により改廃することができる。

第30条 本会規約は、平成30年4月1日より実施する。

- ◎ 平成3年4月25日 一部改正 (会費)
- ◎ 平成26年4月25日 一部改正 (第25条、会費)
- ◎ 平成27年4月28日 一部改正 (第16条、総会)
(第13条、会計監査職務)
- ◎ 平成30年3月2日 改正 (総会承認決議)
平成30年4月1日 施行
- ◎ 令和3年4月30日 一部改正 (会員、役員等)